

はじめに

本取組は、バス事業運転手の給与等について、市民の理解と納得が得られるよう、地域の同種民間事業者との比較を行いつつ、その現状、見直しに向けた基本的な考え方、取組内容等を明示するためのものである。

1 現状と具体的な取り組み

(1) 大阪市バス事業運転手の給与の状況（平成19年4月分）

職種	職員数	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額	うち 特殊勤務手当
バス事業 運転手	904人	46.8歳	16.1年	517,035円	0

※ 平均給与月額とは給料月額のほか、月ごとに決まって支払うこととされている全ての諸手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当等）を含めた額をいう。

(2) 大阪府下民間事業者の平均給与月額

類似 職種	平均 年齢	平均勤続 年数	平均給与 月額 (円) (B)
営業用バ ス運転手	46.4	13.4	394,900

※ 民間事業者数値は、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」のデータを総務省が再集計し、平成19年6月27日に公表した大阪府内民間企業のデータである。

データに関しては、本市の職員については正規職員のみであるのに対し、民間事業者については正規以外の職員を含んでいるなど、職種、年齢、業務内容、雇用形態等の点において、完全に一致しているものではない。

※ 平均勤続年数は賃金センサスから本市が独自に算出したものである。

※（参考）大阪市バス事業運転手平均給与月額の年齢別・勤続年数別職員数

バス事業運転手							
年齢	平均給与月額(円)	職員数(人)	構成比(%)	勤続年数	平均給与月額(円)	職員数(人)	構成比(%)
20～29歳	0	0	0%	0～9年	0	0	0%
30～34歳	404,287	7	0.8%	10～14年	473,883	374	41.4%
35～39歳	446,635	101	11.2%	15～19年	530,128	329	36.4%
40～44歳	490,697	252	27.9%	20～24年	576,711	177	19.6%
45～49歳	522,635	240	26.5%	25～29年	564,737	16	1.7%
50～54歳	545,334	167	18.5%	30年～	580,222	8	0.9%
55～59歳	578,838	137	15.1%				

厳しい経営状況のもと効率的な運営を図るため平成10年度から新規採用をしていないことで、1人当りの業務量も増えたこともあり、超過勤務、公休出勤が多くなったことにあわせて、職員の高年齢化が進み平均給与を引き上げている。

(3) これまでの取組み

① 新たな給料表の導入

当局では、「交通局長改革マニフェスト（交通局改革実施方針）」に「職務給の原則の徹底」を掲げ、19年4月に、職務・職責に応じて給料表を分けるなど、当局として独自の給与体系を導入したいわゆる給与構造改革を実施した。具体的には、1級から4級で構成されている給料表のうち、バス事業運転手は、1級・2級に格付けることとし、上位の職に昇格(転職)しなければ、給料も上がらない給与体系としている。

(本市技能労務職と当局バス事業運転手の格付基準表比較)

級	本市技能労務職			当局バス事業運転手		
	標準的な職務の内容	昇格基準	給料単価の幅	標準的な職務の内容	昇格基準	給料単価の幅
2級	高度な技能又は経験を必要とする業務を行う職務	6年	1号給 167,600円 ～ 141号給 374,500円	相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	・自動車運転手のうち、勤続20年以上、または50歳以上の者で勤務成績が良好な者に対し、試験を実施 ・指導自動車運転手 勤続10(8)年 面接試験 定数管理あり	1号給 167,600円 ～ 117号給 353,300円
1級	定型的な業務を行う職務		1号給 125,300円 ～ 97号給 226,500円	定型的な業務を行う職務	自動車運転手	1号給 125,300円 ～ 137号給 246,500円

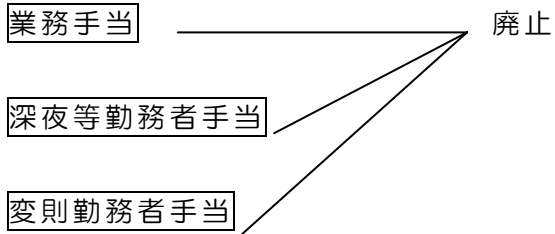
② 昇給等について

平成20年1月1日から、勤務実績を給与に反映することとし、人事考課結果の内容に基づいて、3段階で行っている。なお、年度内に56歳以上となる職員については通常の昇給額の1/2としている。

評価内容	昇給幅
標準を超える	6号給
標準	4号給
標準に達しない	0号給

○ 人事考課に基づく勤勉手当成績率を平成19年12月期賞与から導入している。

③ 特殊勤務手当（バス事業運転手にかかるもの）



バス事業運転手を対象に支給していた「業務手当」・「深夜等勤務者手当」・「変則勤務者手当」の特殊勤務手当について、交通局経営改革計画のもと見直しに取り組み廃止し、平成 18 年 4 月以降は、バス事業運転手を対象に支給する特殊勤務手当はない。

（特殊勤務手当 16 年度決算比較）

年度	16 年度	17 年度	18 年度
バス事業運転手 （16 年度比）	3 億 9,333 万円	1 億 8,304 万円 （▲53.5%）	0 円 （▲100%）

④ 管理委託関係

- 平成 14 年から自動車事業の管理委託に取り組み、平成 19 年 4 月には 11 営業所中 5 営業所まで管理委託を行った。

⑤ 要員関係

- 平成 10 年度以降、厳しい経営状況の効率的な運営を図るため、バス事業運転手の新規採用を行っていない。

2 今後の基本的な考え方

これまでの給与制度は年功的要素が強かったが、平成19年4月1日の給与構造改革により、今後採用される自動車運転手は、昇格（転職）せずに自動車運転手のままならば、給料は、最大でも給料表の2級最高額の353,300円までしか到達しないものとしている。

また、現在在籍する自動車運転手も新給料表の適用を受け、新給料表の1級、2級に格付けているため、そのほとんどが最大でも353,300円までしか到達しない。

○ 自動車運転手の適用給料表

旧		新（給与構造改革後）	
1級	初任給 194,100円	1級	初任給 184,700円
2級	↓	2級	最高額 353,300円
3級			
4級			
5級			
6級			
7級	最高額 460,200円		

※ 初任給は、当局の自動車運転手の平均採用年齢 30歳の場合

（今後採用されるバス事業運転手の勤続16年目の平均給与月額）

今後、採用されるバス事業運転手については、新しい給与体系が適用されることとなり、仮に、平均勤続年数である16年目を試算すると、平均給与月額37万円程度になる。なお、民間事業者の営業用バス事業運転手と比較しても、ほぼ同等もしくは若干低い水準となっている。

	大阪市
	平均給与月額（円）
勤続16年目のバス事業運転手	373,250

※ 平均給与月額とは給料月額のほか月ごとに決まって支払うこととされている全ての諸手当（扶養手当、住居手当、超過勤務手当等）を含めた額

（再掲）（大阪府下民間事業者の平均給与月額）

類似職種	平均年齢	平均勤続年数	平均給与月額（円）（B）
営業用バス運転手	46.4	13.4	394,900

3 今後の給与等の方向性と取り組み

今後、勤務実績の給与への反映など給与構造改革の継続した精査・検証を行っていく。

4 その他

「大阪市交通事業中期経営計画」に基づき、平成 19～23 年の 5 年間でバス部門において 301 名の職員の効率化を図る。